

改正収益認識基準等の公表に伴う改正財規等、公表—金融庁

去る6月12日、金融庁は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表した。今年3月31日に公表された改正収益認識基準、見積り開示基準、会計方針開示等会計基準に対応したものの。公布日から施行される。

今回の改正では、財規、連結財規、中間(連結)財規、四半期(連結)財規およびそれぞれのガイドラインが改正されている。

財規

財規における主な改正点は次のとおり。

- ・重要な会計方針の注記について、「財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならぬ」ことを明記。
- ・「重要な会計上の見積りに関する注記」の追加。

- ・収益認識に関する注記について、「顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、

金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報」等の注記すべき情報の追加。

- ・流動資産の範囲に属する受取手形について、顧客との契約に基づく財貨の交付または役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権である旨を明記。
- ・流動資産の範囲について、契約資産を追加。同様に、流動負債に契約負債を追加。

- ・棚卸資産および工事損失引当金の表示について、同一の工事契約に係る棚卸資産および工事損失引当金がある場合の注記事項を明記。
- ・売上高の表示方法について、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益に区分して記載する旨の明記。

また、貸借対照表の様式上、流動資産の「売掛金」の次に「契約資産」、流動負債の「未払法

人税等」の次に「契約負債」を表示する。

ガイドライン

重要な会計方針等に関する規定がガイドラインに整理されている。主な内容は次のとおり。

- ・重要な会計方針の記載に際し、財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則および手続の概要を開示することを目的としたうえで、記載内容および記載方法が適切かどうかを判断して記載する旨の明記。
- ・「有価証券の評価基準及び評価方法」等、重要な会計方針の具体例。
- ・有価証券や棚卸資産の評価方法等、重要な会計方針の記載にあつての留意事項。

適用時期

会計方針の注記等については2021年3月31日以後終了年度に係る財務諸表等から、収益認識に関する注記等については2021年4月1日以後開始年度に係る財務諸表等から適用される。いずれも早期適用が可能である。

今月の税務

| 日付 | 項目 | 備考・コメント |
|------------------|---|--|
| 7月10日(金)まで | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年6月分) | ① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。 |
| 7月31日(金)まで | ② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年5月分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年4月期) 2カ月延長法人(令和2年3月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期) | ②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 |
| 7月中の市町村条例で定める日まで | ⑧ 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 | |

法務

改正収益認識基準等の公表に伴う会計規程案、公表—法務省

去る6月4日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。

ASBJから公表された改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等を受けて、会社計算規則の改正を行うもの。主な改正点は次のとおり。

改正収益認識基準関連

収益認識に関する注記として、重要性の乏しいものを除く次の事項を注記する。

- 一 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 二 収益を理解するための基礎となる情報
- 三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の内容とすべき事項として、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、収益・費用の計上基準には、次の事項を含む。

- 一 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主要な義務の内容
- 二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

見積り開示基準関連

注記表に区分して表示すべき項目として、会計上の見積りに関する注記を追加する。

会計上の見積りに関する注記に、その注記の内容とすべき事項を定める規定を追加する。

適用関係

公布の日から施行される予定。コメント期限は7月3日。

投資のハナシ 裏表

API

三田 哉

APIという言葉聞いたことがある人はほとんどいないだろう。暗号通貨取引を行っている人ならば、必ず耳にしたことがあるだろうし、実際にAPIを利用している人は少なからずいる。世界中の暗号通貨取引所では、株の取引と同様に、コンピューターを使った売買が主流である。ここであらゆる「コンピューターを使う取引」とは、オンライン取引のことをいっているのではない。以前のアプリケーション（自分で考えたアルゴリズムをプログラミングして実行するシステム）で注文を出すことを指す。暗号通貨取引に関しては、この対応が進んでいて、ほとんどの取引所では、すべてのユーザーが独自にプログラミングを行い自動発注することができるようになっている。

ユーザーは、取引所が公開するAPI（application programming interface）のエンドポイント（取引所のサーバーのアクセスポイント）にアクセスすることで、容易に取引所のサーバーにアクセスすることができ

る。APIのエンドポイントにア

セスすれば、具体的には価格情報や自分のポジション情報を取り込むことが手軽にできる。さらに、取引所に自分のコンピューターから発注することもできる。このように取引所がAPIを用意してくれば、ユーザーは好きなアルゴリズムを走らせることができる。とはいうものの、APIのアクセス回数には制限があるので、頻繁なアクセスをすることは許されていない。ユーザーの頻繁なアクセスは取引所のホストサーバーにとっては大きな負荷となるからである。このため、自動売買を行うには、リアルタイムでの価格が取れないという大きな問題があった。たとえば、アクセス制限が1秒に1回であるとする、1秒ごとにしか価格を知ることができないことになり、実際には、発注・キャンセル約定確認のアクセスが必要になるので、1秒に1回の価格情報を取得することは到底できない。ところが、この数年でAPIの利便性が飛躍的に高まった。WebSocketの導入である。WebSocketとは、ウェブ上でユーザーとホストサーバーと

の双方方向通信を可能にするしくみである（それまでの通信方法をREST APIとして区別している）。接続が確立されれば、「価格が変わった」、「板の状態が変化した」といったイベント情報が発生すると、取引所サーバーから自動的にユーザー側にイベント情報をプッシュして（送って）くれるのである。これによって、ホストサーバーの負荷を減らすことが可能になったうえ、ユーザーサイドからはリアルタイムでの情報取得が可能になった。いちいちAPIを叩かなくても（エンドポイントにアクセスしなくても）、情報が自動的に取り込まれるという、コンピューターの負荷軽減に加え、プログラミングの手間が省けるといふメリットがあり、相当快適な環境となった。現在では国内のほぼすべての暗号通貨取引所ではWebSocket APIを提供している。とはいうものの、発注機能については、今のところWebSocket APIでは提供されていない。提供されているのは、あくまでもユーザー側にとっては受け身的なサービスのみである。

米FRBのイールドカーブ・コン トロールが波乱要因に

米連邦準備制度理事会（FRB）のパウエル議長は6月10日、2日間にわたって開催された連邦公開市場委員会（FOMC）の終了後に記者会見を行い、今後の金融政策について見通しを示した。政策変更はなかったものの、2022年末までのゼロ金利政策維持や新たな手法を示唆する発言もあり、市場の波乱要因となる可能性がある。

政策を考えるうえで大前提となる経済の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もある。感染拡大とその封じ込め策が経済の落ち込みに大きく影響し、雇用情勢の急速な悪化と消費や生産の統計数字、GDPの記録的な落ち込みを招いた。

前週に発表された5月の雇用統計では失業率が13.3%で、戦後最悪を記録した4月の14.7%から改善した。非農業部門の雇用者数も前月比250万人増加で、4月の過去最大の2,070万人減少から一転、増加に転じた。

パウエル議長は、この5月の雇用統計の数字は実態より低

く、実際の失業率は3%押し上げられると述べている。

この理由の1つに、3月27日に成立させた「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法」の給与保障プログラムがある。従業員500人以下の企業に対し、政府が従業員の給与や家賃など諸費用を約2.5カ月分肩代わりし、従業員の雇用維持を条件に返済不要という内容だ。

パウエル議長は、イールド

カーブ・コントロールの手法についても言及している。これは、経済活動再開の動きから米30年国債利回りで直近1カ月間に1.2%から1.7%まで急上昇した長期金利の動きを意識したものとみられ、事実その後は急速に低下に転じている。

仮にこの手法を導入する見通しが強まり、イールドカーブのフラット化を急速に加速させるようであれば、金融機関の収益悪化問題が浮上するため、株式市場にはマイナス材料になるとみられている。

証券

世界同時株価調整に入るも、3月よりは軽度

株価はアメリカ市場次第と予想されてきたが、6月11日、世界各国の株価がいつせいに下落、3月20日前後以来の下げの記録となった。今回の同時株安は日本、アジアが先行し、時差に従ってヨーロッパ、アメリカと下げ幅が拡大していった。

米株価の下落の背景としては、直接的には10日のパウエルFRB議長の発言、新型コロナウイルス感染症の感染第2波などが指摘されている。パウエル

議長は会見のなかで、金融緩和の長期化、新型コロナウイルス感染症の影響による経済停滞長期化懸念などに言及したが、マーケットは後者に強く反応したとみられる。

今回の米株価下落は、5月半ば頃から弾みがついてきた株価上昇について、過熱や行き過ぎが指摘されつつあったなかで起きた。このため、今回の調整はやむを得ないとの受け止め方も広がる。

雇用統計の数字は実態より低

パウエル議長は、この5月の雇用統計の数字は実態より低

パウエル議長は、この5月の雇用統計の数字は実態より低

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和2年4-6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和2年4-6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,522社
回答企業数 10,211社
回収率 70.3%

| | | |
|------|---|--|
| 景況 | ●貴社の景況 | 令和2年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲47.6ポイントとなり、令和元年10～12月期以降3期連続の「下降」超となつています。中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となつています。先行きを全産業で見ると、大企業は令和2年10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなつています。 |
| | ●国内の景況 | 令和2年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲71.2ポイントとなり、平成31年1～3月期以降6期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となつています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなつています。 |
| 雇用 | 令和2年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は3.8%ポイントとなり、平成23年9月末以降36期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となつています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超で推移する見通しとなつています。 | |
| | 令和2年度は、5.2%の減収見込みとなつています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに減収見込みとなつています。 | |
| 売上高 | 令和2年度は、23.5%の減益見込みとなつています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなつています。 | |
| | 令和2年度は、4.4%の減少見込みとなつています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに減少見込みとなつています。 | |
| 経常利益 | 令和2年度は、4.4%の減少見込みとなつています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに減少見込みとなつています。 | |
| 設備投資 | 令和2年度は、4.4%の減少見込みとなつています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに減少見込みとなつています。 | |

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

| | | | | | |
|-----------------------------|------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| ●貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) | | (単位: %ポイント) | | | |
| | | 令和2年1～3月 前回調査 | 令和2年4～6月 現状判断 | 令和2年7～9月 見通し | 令和2年10～12月 見通し |
| 大企業 | 全産業 | ▲10.1 | ▲47.6 | ▲6.6 | 2.3 |
| | 製造業 | ▲17.2 | ▲52.3 | ▲7.9 | 6.6 |
| | 非製造業 | ▲6.6 | ▲45.3 | ▲6.0 | 0.2 |
| 中堅企業 | 全産業 | ▲13.1 | ▲54.1 | ▲17.3 | ▲2.3 |
| | 製造業 | ▲22.1 | ▲57.5 | ▲19.5 | 1.9 |
| | 非製造業 | ▲10.5 | ▲53.1 | ▲16.7 | ▲3.5 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲25.3 | ▲61.1 | ▲27.2 | ▲12.2 |
| | 製造業 | ▲32.9 | ▲66.5 | ▲34.7 | ▲14.2 |
| | 非製造業 | ▲23.8 | ▲60.0 | ▲25.8 | ▲11.8 |
| ●国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) | | (単位: %ポイント) | | | |
| | | 令和2年1～3月 前回調査 | 令和2年4～6月 現状判断 | 令和2年7～9月 見通し | 令和2年10～12月 見通し |
| 大企業 | 全産業 | ▲20.9 | ▲71.2 | ▲18.6 | ▲2.9 |
| | 製造業 | ▲22.4 | ▲70.3 | ▲15.7 | 0.3 |
| | 非製造業 | ▲20.2 | ▲71.7 | ▲20.1 | ▲4.5 |
| 中堅企業 | 全産業 | ▲25.5 | ▲79.7 | ▲40.2 | ▲11.8 |
| | 製造業 | ▲33.4 | ▲79.1 | ▲37.2 | ▲4.3 |
| | 非製造業 | ▲23.2 | ▲79.8 | ▲41.0 | ▲13.9 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲38.2 | ▲78.6 | ▲51.0 | ▲24.3 |
| | 製造業 | ▲44.7 | ▲80.0 | ▲50.4 | ▲17.0 |
| | 非製造業 | ▲36.9 | ▲78.4 | ▲51.1 | ▲25.7 |

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|------------|--|---------|---|-----|
| 2020年6月3日 | ASU「顧客との契約からの収益(トピック606)とリース(トピック842) — 特定の企業の適用日」 | FASB | 顧客との契約からの収益、リースに関する基準書の適用日について、新型コロナウイルスの影響を考慮して現在の適用日をさらに1年延期することを認めるもの。トピック606に関しては私企業に適用され、トピック842に関しては財務諸表を公表していない公開非営利企業と私企業に適用される。 https://www.fasb.org/cs/Satellite?c=FASBContent_C&cid=1176174697303&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPag | — |
| 2020年6月8日 | 監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・統合版(会計委員会) | 日本監査役協会 | 2019年6月11日公表の「前編」と同年12月4日公表の「後編」の内容を統合したもの。今回の統合版では、内容の統合に加え、公表以後の各所の議論の内容を踏まえた修正、ならびに設問の追加等の再検討が行われている。 www.kansa.or.jp/support/ei001_200608_1.pdf | — |
| 2020年6月12日 | 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正 | 金融庁 | ASBJが令和2年3月31日までに公表した会計方針等開示基準、改正収益認識基準、見積り開示基準について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とするもの。公布の日から適用される。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200612_kaikei.html | — |

新型コロナウイルス感染症の被害は世界全体に及ぶものの、国・地域による事情の相違が大きい。アメリカは現在、感染者数・死亡者数とも世界一だが、先行したニューヨーク州は沈静化してきた一方で、他の有力州で感染拡大が目立つ。トランプ大統領は感染拡大の懸念を指摘されながらも経済活動の再開を急いできたが、今後の感染状況によっては、経済活動の規制強化への逆戻りも懸念される。

6月11日、NYダウは直近高値比で10%近く下落したが、他の主要国の株価は同4~6%程度の下落にとどまっており、中国・上海株価は同1%強の下落に過ぎない。米株価は過熱感が強かった分だけ下落幅も大きかったとみられる。新型コロナウイルス感染症に関する被害の評価の国別の相違が下落幅に反映されているとの見方もある。

今回の世界同時株安・調整は、3月20日前後ほどの規模にはならず、しばらくは大幅でない乱高下を続けながら下値固めをしていくことが予想される。年単位の株価リズムからみると、3月の一番底に次ぐ二番底ということになるとみられている。

経理用語の豆知識



四半期財務諸表における簡便的な処理

四半期財務諸表は、年度の財務諸表よりも開示の迅速性が求められている。原則として年度の連結財務諸表作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならないが、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができるとされている。

具体的には、棚卸資産の実地棚卸の省略、減価償却方法に定率法を採用している場合の減価償却費の期間按分計算、退職給付費用の期間按分計算、連結会社間の債権債務の相殺における差異調整の省略と未実現損益の消去における見積計算の他に、一般債権の貸倒見積高の算定方法、棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げの方法、原価差異の配賦方法、固定資産の減価償却費の算定方法、経過勘定項目の処理方法、税金費用の算定方法等が簡便的な会計処理として考えられる。

また、四半期特有の会計処理として、原価差異の繰延処理および税金費用の計算が挙げられている。

経営方針、経営環境及び対処すべき課題等



「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は有価証券報告書の「事業の状況」のなかで記載されている。

平成31年1月に改正された開示府令では、会計年度末における提出会社の経営環境(企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、記載した事業の内容と関連づけて記載することとされている。また、提出会社が優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連づけて記載することとされている。

また、経営者が経営成績等の状況の重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、顕在化する可能性の程度、リスクへの対応策等を記載するとされている。